

第5章 保存・活用に向けた基本方針（大綱）

中里貝塚の保存活用は、北区の長期総合計画である『北区基本計画2015』を具現化するための1つの施策として位置づけられる。また『北区教育ビジョン2015』においては、推進計画の中で史跡整備事業について触れており、これらの関連計画等との整合性を図りながら、中里貝塚の本質的価値を適正に保存・継承し、まちづくりの核としてその価値を顕在化することが必要である。

また、『北区基本計画2020』及び『北区教育ビジョン2020』でも検討を進めている（p.8「第1章 保存活用計画策定の沿革・目的」第5節 他の計画との関係）。これらを踏まえて、中里貝塚の保存活用の基本方針（大綱）を以下のように設定する。

史跡中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭の海浜部に形成された大型の貝塚であり、縄文時代の生産や流通から社会構造や地域的な分業体制などを考える上で不可欠な遺跡であるとして、平成12年(2000)9月6日に国史跡に指定された。最大で4.5mの厚さの貝層は全国的に見ても希少で、貝層とともに検出された貝処理施設である木枠付土坑などの遺構は、当時の食文化等を知る重要な情報源となっている。

これらの貴重な歴史文化遺産・地域文化遺産は、現代に生きる人々のみならず、将来の人々にとつても大切な遺跡であるため、遺跡が持つ価値を地域の人々に広く周知し、ともに守り、継承していく必要がある。

そのために、地域住民とともに、遺跡の価値を共有し、史跡に対する共通認識をもった上で、それらの情報を適切に発信することで、人々の積極的な保存・活用への参画を目指す。そして、中里貝塚を拠点として子どもから大人までが集い、学び、ふれあう場として活用を図り、地域の絆を深めるための1つの資源として捉えることも重要となる。

史跡の効果的な活用にあたっては、その本質的価値を一般の人にも分かりやすいように示すための環境整備も欠かせないことから、現地で史跡について学んだり、情報を発信したりするための施設整備も検討する。

さらに、史跡の保存活用を円滑に推進していくために、ソフト面・ハード面の運営を支える“人づくり”を段階的に推し進め、持続的な体制構築を図ることとする。



第29図 『北区基本計画2015』

(1) 保存管理の方針

国内最大規模を誇る縄文貝塚を守り、伝える

－史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承する－

中里貝塚の5つの本質的価値「貝類利用に特化した場」「專業性の高さを物語る貝塚」「国内最大規模を誇る貝層の分布範囲」「海浜部の景観を復原できる縄文貝塚」「内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚」を適切に保存・継承するためには、史跡指定地だけでなく、周辺地域の保存管理の方針も明示する必要がある。また、現地に残る遺構等の保全を図ることに加え、貝塚全体の構造解明のための追加調査・継続調査も必要である。そして、今後の調査によって史跡の価値に関わる重要な遺構等が発見された場合の取扱についても検討する必要がある。

(2) 活用の方針

貝塚を拠点とした縄文時代の社会構造をともに学び、活かす

－地元住民や来訪者等の史跡に対する理解を深め、協働による史跡の保存活用を目指す－

史跡指定地は2箇所に分かれているが、これらは北区飛鳥山博物館も含めて、一体的に活用していくことが望ましく、歴史的・文化的資源としての価値の保存と深い理解に向けた活用を図る。また、地域住民等が史跡への理解を深めていくなかで、中里貝塚が地域の核となっていくことが目指される。中里貝塚は古来地域の「モノ」「コト」「ヒト」をつなぐ場であり、これを継承し、未来に向けて様々な交流を創出することは、地域コミュニティの維持や発展においても重要である。ただし現在の史跡指定地は、住宅街のオープンスペースとしても認知されているため、地域住民の憩いの場や災害時の一時的な避難場所等としての活用が継続できるよう配慮する必要がある。

(3) 整備の方針

特徴的なハマ貝塚の価値を感じ、高める

－史跡の本質的価値を顕在化し、現地で貝塚を実感できるような環境整備を目指す－

中里貝塚の本質的価値は、ほぼ全てが地下に埋もれた状態であるため、それらの価値を顕在化し、あらゆる世代の人々に分かりやすく発信する必要がある。また、国内最大規模の縄文貝塚を体感できるような整備を目指しつつも、史跡の価値を損なうことのないように地下遺構の適切な保護措置を講じることも重要である。なお、過年度の調査範囲は中里貝塚全体から見るとごく一部である点や、指定地が2箇所に分かれている点から、今後の追加調査や追加指定も見据え、段階的な整備内容を検討する必要がある。

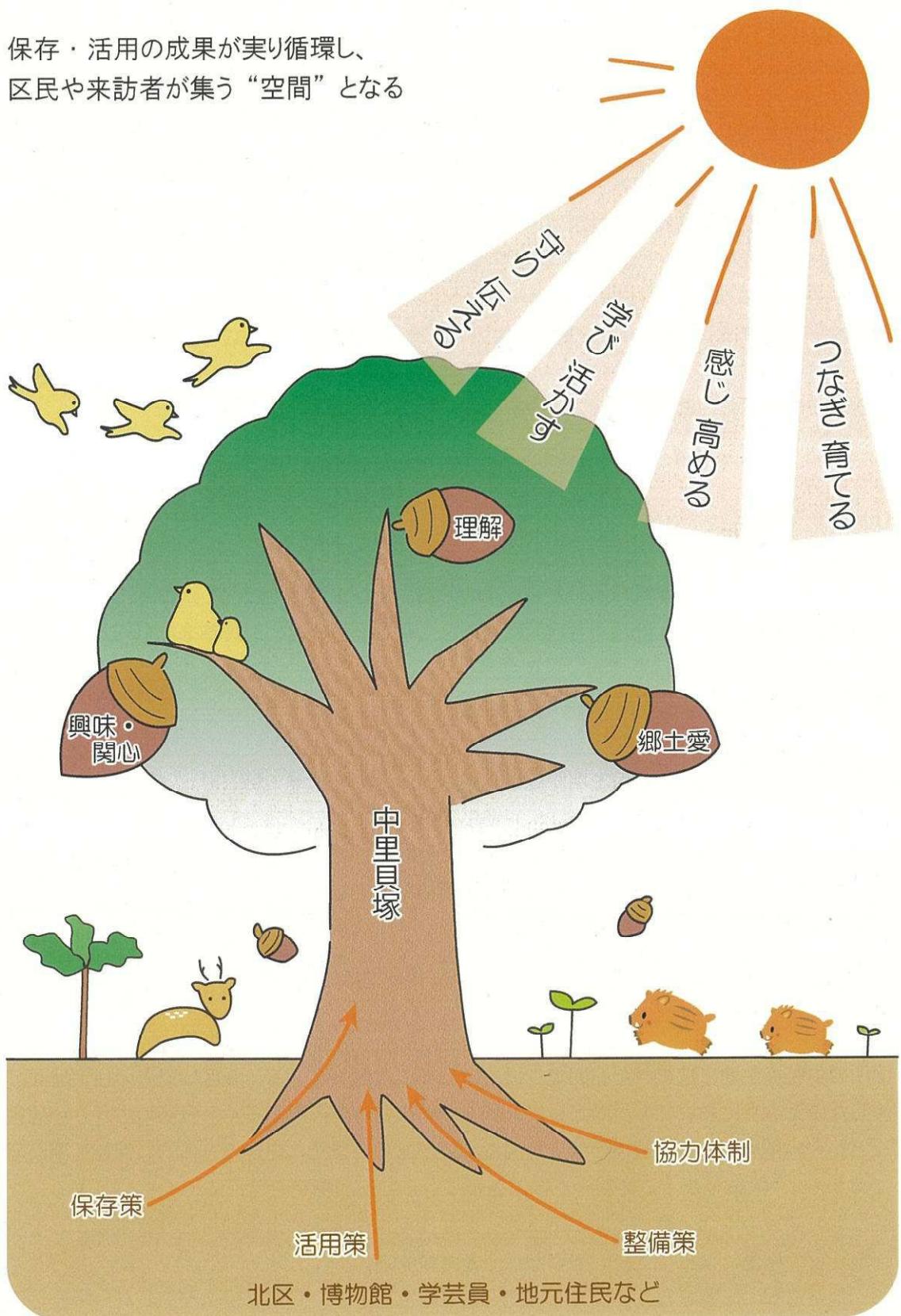
(4) 運営・体制の方針

地域に根ざした史跡と人々をつなぎ、育てる

－調査研究の推進や保存管理体制の充実、及び関係諸機関との連携や地元参画など、幅広い人材の確保と育成に努め、持続可能な体制づくりを図る－

中里貝塚の保存活用が適切な形で行われ、その成果が循環し続けるためには、様々な活動を支える安定した運営体制と人材が必要不可欠である。専門職員（学芸員）の配置及び技術向上とともに、担い手の確保や円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を図る必要がある。

保存・活用の成果が実り循環し、
区民や来訪者が集う“空間”となる



第30図 中里貝塚の保存活用の考え方

第6章 保存管理計画

第1節 保存管理の方向性

史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承するために必要な取扱基準等を定める。中里貝塚の5つの本質的価値「貝類利用に特化した場」「專業性の高さを物語る貝塚」「国内最大規模を誇る貝層の分布範囲」「海浜部の景観を復原できる縄文貝塚」「内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚」を適切に保存し、後世へ継承するためには、現地に残る遺構等の保全を図ることに加え、貝塚全体の構造解明のための追加調査や周辺の関連遺跡等を含めた継続的な調査も必要となる。よって、史跡を構成する要素の分布や地下遺構の性格、現在の土地利用状況などをもとに、指定地及び周辺地域を以下のとおり地区区分し、その区分ごとに取扱基準を定める。

第2節 保存管理の方法

第3章で整理した史跡の本質的価値と諸要素の分類、及び土地利用状況を踏まえ、史跡指定地とその周辺地域を5つに地区区分し、各地区に対応した現状変更などの取扱基準を定めて保存管理を進めるものとする。

A区

国史跡となっている2箇所の指定地が該当し、西側の「中里貝塚史跡広場」と東側の「上中里2丁目広場」に分かれている。当該地区は公有地化が終了しており、加えて指定地内に存在する工作物は、史跡標柱や解説板、資材庫、花壇等であることから、地下遺構に影響を与えるような開発行為のおそれはない。よって、引き続き地下遺構の適切な保全を継続するものとする。

ただし、上中里2丁目広場に設置されているトイレや防火水槽などの補修にあたっては、その範囲や地下深度に留意する必要があるため、北区教育委員会と事前に協議を行うものとする。

B区

2箇所の史跡指定地に挟まれた範囲で、貝層中心部に位置している。B区は過去の住宅建設の際に実施した確認調査においても貝層が良好な状態で検出された箇所が多く、貝層の広がりが想定されることから、積極的に地下遺構の保全を図る必要がある。また、史跡の一体的な保存活用が望ましいことから、「保護を要する範囲」として必要に応じて追加指定を行っていくものとする。ただしB区は地域住民の生活と密接に関わるため、追加指定後も現状の土地利用を維持することを基本とし、地元との協働によって史跡の適切な保全を継続する。

なお、地下遺構に影響を与えるような開発行為等が計画され、貝塚の保全が図れない場合に限り公有地化も視野に史跡の保護を優先する。

C区

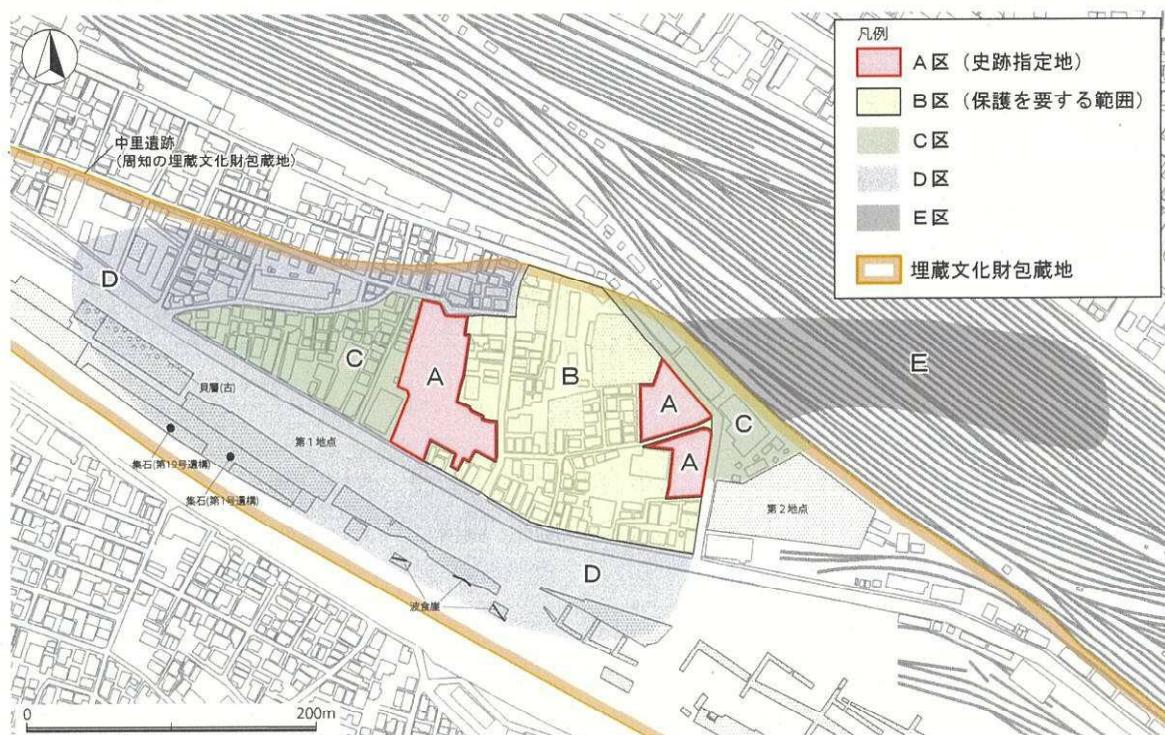
史跡指定地のA区に隣接する範囲であるが、貝層中心部の外側に位置する。C区は、B区と比較すると貝層の堆積が薄くなることから、保護を要する範囲に準ずる地区として位置づけ、開発と史跡保護を両立させる区域とし、確認調査等において重要な遺構が発見された場合には追加指定も視野に、その保護を図るものとする。また、B区と同様に地域住民の生活と密接に関わるため、地元との協働によって史跡の適切な保全を推進する。

D区

貝層の中心部分からやや離れ、貝層の堆積や遺構の密度が薄くなっていく範囲である。文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとするが、貝層や遺構等の存在が想定される範囲でもあり、可能な限り地下遺構の適切な保全を図る。

E区

埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、史料等から貝層の分布が推定される範囲となっている。中里貝塚の全容解明に向けて、確認調査等の機会があれば積極的に取り組み、地下遺構の状況把握に努めることとする。



第31図 地区分図（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.119 を改変）

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

史跡指定地内（A区）において現状を変更する、もしくは史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法（第125条）により、文化庁長官の許可が必要となる。史跡の本質的価値を保存するために、先述した地区ごとの取扱い方針をもとに現状変更等の取扱基準を以下のように設定する。

（1）基本原則

史跡の調査研究や保存活用などの史跡整備に関連する現状変更以外は、原則として認めない。史跡の調査研究や保存活用などを目的とした現状変更を許可する場合の条件として、以下の3点が挙げられる。

- ① 地下遺構を損傷しないこと
- ② 史跡景観や周辺環境に配慮すること
- ③ 史跡の本質的価値の維持向上に資する内容であること

（2）現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請にあたっては、その内容によって申請区分が異なる。保存に及ぼす影響が軽微な行為については、北区教育委員会に許可権限が委譲されている。また、日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的措置の場合には、現状変更の許可申請は不要となっている。

①文化庁の許可が必要なもの

- ・建築物の増改築、除去、新築など
- ・工作物等の改修、除去、新設など
- ・土地の形状変更を伴う行為（掘削、盛土、切土、地盤改良など）
- ・史跡景観や地下遺構に影響を及ぼす行為（樹木の抜根など）

②北区教育委員会の許可が必要なもの

- ・史跡の保存活用に資する催事開催における仮設工作物等の新設、改修、除去（仮設テントなど）
- ・土地の形状変更を伴わない既設工作物等の補修（園路、側溝、フェンスなど）
- ・抜根を伴わない樹木の伐採

③現状変更の許可申請が不要なもの

- ・日常的な維持管理行為や軽微な補修など
〈具体例〉 広場の清掃や草刈り、樹木の剪定、花壇の植え替え、説明板や外灯などの既設工作物の保守点検、トイレなどの建築物の外壁塗装や内装の修繕
- ・非常災害時の応急的措置（災害発生前の予防措置、被害拡大を抑えるための応急措置など）

第4表 史跡指定地内の現状変更等の取扱基準（A区）

地区区分 項目		A区 (現況：広場)	取扱方針	
現 状 変 更 内 容	建築物 (トイレ、 倉庫など)	維持管理	○	・日常的な管理や軽微な補修については認める。
		増改築	△	・増改築は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合に限り、遺構に影響を与えない範囲で認める。
		除去	○	・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新築	△	・史跡の保存活用に必要な環境整備として、四阿等の休息施設やトイレ、便益施設等の小規模施設のみ認める。
	工作物 (説明板、 フェンス、 電柱など)	維持管理	○	・日常的な管理や軽微な補修については認める。
		改修・更新	△	・改修等は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合、遺構に影響を与えない範囲で認める。
		除去	○	・史跡の本質的価値と関連のない要素については除去を検討する。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。
		新設	△	・史跡の保存活用に資する場合、遺構に影響を与えない範囲で認める。
	地下埋設物	雨水排水、 上下水道、 防火水槽、 電気など	△	・維持管理上必要な補修等の軽微な行為は認める。 ・除去にあたっては、遺構に影響を与えないよう配慮して行う。 ・新設に関しては、史跡の保存活用に資するものは認める。
	地形	造成、地盤改良など	×	・地形の大幅な改変は原則として認めない。
	植栽	高木、中低木、地被	△	・新たな植樹は、史跡の価値を維持向上させるために必要な場合に限り、遺構に影響を与えない範囲で認める。 ・支障木の伐採は、遺構への影響が最小限となるよう配慮して行う。
	発掘調査 (確認調査)		○	・史跡の保存活用のために必要な調査については、目的を明確にした上で適切な範囲で認める。

第4節 指定地外の保存管理の方法

史跡指定地外のB～E区については、大部分が周知の埋蔵文化財包蔵地「中里遺跡」（北区No.30）として周知されている範囲内に位置することから、基本的に文化財保護法（第93・94条）の届出等によって、その保存を図ることとする。特に、貝層中心部が位置する“保護を要する範囲”のB区においては、中里貝塚の一体的な保存活用に向けて地元と協働し、史跡の適切な保全を推進していく。

B区の取扱基準

B区は、史跡指定地に挟まれた範囲であり、これまでの確認調査等の成果によって、貝層や浜辺の作業空間などが地下に良好な状態で保全されていることが想定できる範囲にあたる。また、貝塚の中心部に位置しており、地下遺構を積極的に保護することが望ましいことから、開発行為等については事前に北区教育委員会との内容を十分検討するものとする。

第5表 史跡指定地外における取扱基準（B区）

地区区分 項目		B区 (現況：宅地・道路)	取扱方針
開 発 等 の 内 容	建築物	増改築	△ ・地下遺構に影響を与えない場合は、建替え等は可能である。
		除 去	○
		新 築	△ ・地下遺構に影響を与えない場合は、新築は可能である。
	道 路	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下 埋設物	雨水排水、 上下水道、 防火水槽、 電気など	△ ・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地 形	造成、地盤 改良など	△ ・地下遺構に影響のない工法とする。
	植 栽	高木、中低 木、地被	○ ・地下遺構に影響のない工法とする。
発掘調査 (確認調査)			○ ・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

C区の取扱基準

C区は、史跡指定地に隣接する範囲であり、B区に準ずる地区として、地下遺構に配慮する必要があることから、開発行為については事前に北区教育委員会とその内容を十分検討するものとする。

第6表 史跡指定地外における取扱基準（C区）

地区区分 項目		C区 (現況：宅地・道路)	取扱方針	
開 発 等 の 内 容	建築物	増改築 除 去 新 築	○ ○ ○	・地下遺構に大きな影響を及ぼさない工法を原則とする。
	道 路		○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	地下埋設物	雨水排水、上下水道、防火水槽、電気など	○	・既設管の改修は、同一位置の施工は認め、新設は可能な限り地下遺構に影響のないよう努める。
	地 形	造成、地盤改良など	○	・可能な限り地下遺構に影響のない工法とする。
	植 栽	高木、中低木、地被	○	・地下遺構に影響のない工法とする。
	発掘調査 (確認調査)		○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。

D区の取扱基準

D区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲として、文化財保護法（第93・94条）の届出等により、地下遺構の保全を図ることを基本原則とする。

第7表 史跡指定地外における取扱基準（D区）

地区区分 項目		D区 (現況：宅地・道路 J R 敷地)	取扱方針	
開 発 等 の 内 容	建築物	増改築 除 去 新 築	○ ○ ○	・開発行為や宅地の改修および地下遺構に大きな影響を与える行為等の土木工事を行う場合は、文化財保護法第93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、遺跡保護の観点を踏まえた協議を実施する。
	道 路		○	
	地下埋設物		○	
	地 形	造成、地盤改良など	○	
	植 栽	高木、中低木、地被	○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱に則し、建築物の新築及び増改築の際に適宜、確認調査を行う。
	発掘調査 (確認調査)		○	

E区の取扱基準

E区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外となっているが、その全域が尾久操車場の区域内に位置しているため、地下遺構に影響を及ぼすような開発行為等のおそれはほぼない。よって、現状維持を基本原則とするが、改修工事等の際には北区教育委員会と事前協議を行い、史跡と一体となつた貝層範囲の確定に向けて、地下遺構の状況把握に努めることとする。

第5節 追加指定の考え方

中里貝塚の貝層分布の推定範囲は、東西方向に長さ700m、幅100m以上に亘るが、都市部の住宅密集地に所在していることもあり、史跡として指定されているA区は、その貝層の一部分となっている。そして、指定地外に広がる貝層範囲の大部分は、周知の埋蔵文化財包蔵地「中里遺跡」に含まれており、住宅建築等の開発行為の際には文化財保護法（第93・94条）に基づく届出が義務付けられ、地下遺構の保全が図られるよう指導している。また、立地が沖積地上にあるため、地下室等の地下構造を有する建物はほとんどなく、地下遺構に影響を及ぼす開発行為もほぼない。

このような遺構の保存状況や現在の土地利用状況等を踏まえ、将来に亘って史跡の一体的な保存活用を図るため、土地所有者や地域住民、関係諸機関と十分な協議を行った上で、貝層の中心部にあたる“保護を要する範囲”のB区を軸に、追加指定を検討する。

C区は、「第2節 保存管理の方法」の項目で述べたように、B区よりも貝層の堆積が薄いことから、開発と史跡保護を両立させる区域として扱い、確認調査等において重要な遺構が発見された場合に限り、追加指定の必要性について協議を行うこととする。

第7章 活用計画

第1節 活用の方向性

「中里貝塚が織りなすコミュニティー史跡がつなぐモノ・コト・ヒトー」

中里貝塚は、平成に入ってから12地点で調査が行われ、そのうちA地点およびB・J地点の2箇所が指定地となっている。これまで北区飛鳥山博物館を活動の拠点に据え、展示会や講座・講演会を通して、史跡の本質的価値に関する情報発信を行ってきた。今後はそれらに加え、現地での活動も積極的に行っていく。区民や地元団体、近隣の教育機関、区内の関係諸機関などと協力・連携しながら、一般の人にも理解しやすく、わかりやすい姿で活用し、史跡を確かな形で保護していくための気運の醸成を図っていく。

また中里貝塚形成の背景には、生産地と消費地といった複数のコミュニティ同士の密接なつながりがあったことが想定される。過去のみならず、現在そして未来においても、中里貝塚が地域の「モノ（文化財）」や「コト（情報）」、「ヒト（区民を中心とするすべての人）」をつなぐことで、地域コミュニティの維持や発展につながるような活用を進めていく。

第2節 活用の方法

現在、史跡指定地は2箇所に分かれているが、これらは北区飛鳥山博物館も含めて、一体的に活用していくことが望ましい。それぞれの立地や遺構の内容・遺存状況を踏まえ、北区飛鳥山博物館を「研究エリア（学びのムラ）」、中里貝塚史跡広場（B・J地点）を「体験エリア（ワークショップの浜辺）」、上中里2丁目広場（A地点）を「見学エリア（フィールドワークの浜辺）」としてゾーニングする。そして今後、様々な活動に応えうる施設整備の検討も行いながら、「歴史的・文化的資源としての活用」「地域の核としての活用」「住宅街のオープンスペースとしての活用」を柱として、実効性のある活用策を推進していく。



第32図 各エリアの位置関係

(1) 3種の活用の柱

本計画では、「歴史的・文化的資源としての活用」「地域の核としての活用」「住宅街のオープンスペースとしての活用」を柱に据え、この地域ならではの活用を図る。そのことにより、確かな形での史跡の保護とともに、中里貝塚を中心とした多彩なコミュニティの形成を目指す。

①歴史的・文化的資源としての活用

中里貝塚の本質的価値や魅力を伝え、深い理解へと導くために積極的な情報発信を行う。そして中里貝塚が、様々な場面において学びの核となるよう促す。

■調査研究素材としての活用

- ・郷土史および縄文時代研究の更なる発展に資するため、継続的な調査や研究を進める。また、貝塚や集落など、縄文時代の遺跡がある各地の自治体や研究機関等との情報交換を密に行う。

■学校教育での活用

- ・次世代を担う子ども達が史跡に触れ、深く理解する機会を増やすため、出張授業や普及冊子の配布などを通して、学校教育で活用できる素材を提供する。
- ・子ども達が身近にある史跡の活用に対して、より主体的に携われるよう、教育機関と連携して、整備の前段階からの参画方法を検討する。

■生涯学習での活用

- ・史跡の価値や魅力の周知、また自発的学習の促進のため、普及冊子の発行や区内諸施設を利用した展示会、講座・講演会、見学会などの普及活動を行う。
- ・中里貝塚を核のひとつとして地域の歴史を学ぶことができるよう、北区飛鳥山博物館を拠点とした博物館活動を通して、資料や情報の提供を行う。
- ・区民自ら学ぶ楽しみが感じられる取り組みとして、継続的な調査への参加方法や自主学習グループ、ボランティアグループ等の体制づくりを検討する。

②地域の核としての活用

地域住民の絆や協働の気運を喚起し、地域の連携をより強固なものとさせる活用を目指す。また史跡の魅力発信が北区全体の地域ブランドの向上につながるよう、観光面も意識した史跡の活用を検討する。

■地域の連携強化のための活用

- ・見学会や体験プログラムの企画や運営を、区民ボランティアとの協働で行う。それらの中では地域住民と来訪者との交流の活発化を積極的に図ることとし、史跡を地域の宝と捉える気運を高めることにより、保護意識の更なる向上を目指す。
- ・将来の世代においても良好な活用を継続させるため、北区飛鳥山博物館や区民との協働で、史跡の人的な維持管理体制を検討する。

■にぎわい創出のための活用

- ・御殿前遺跡や西ヶ原貝塚といった中里貝塚の形成に深くかかわる台地上の遺跡とともに、旧古河氏庭園〔名勝〕や西ヶ原一里塚〔史跡〕、旧渋沢家飛鳥山邸（晩香廬・青淵文庫）〔重要文化財〕など、中里貝塚の近隣に点在する文化財をつなぎ、一体化した情報発信を行う。そのことにより新たな

来訪者を史跡へと誘導し、その存在や価値、魅力の再発見を促す。

- ・「デジタル機器（A R・V Rなど）を駆使した、貝塚の規模や往時の周辺環境等の追体験プログラム」、
- ・「干し貝作りや縄文スープ作りといった中里貝塚にまつわる『食』の体験プログラム」や、貝層や貝蒸し遺構などの实物資料の展示の検討などのように史跡の本質的価値が体感できるような工夫を現地に施することで、中里貝塚へ来訪者を誘う。



第33図 北区観光ガイドブック（王子・十条エリア）を一部改変

- ・イメージキャラクターの作成や、区内企業や商店等との連携での、中里貝塚を特徴づける要素を題材とした特産品の開発や販売を通して、史跡への注目度を高める。

③住宅街のオープンスペースとしての活用

現在の史跡指定地は、住宅街のオープンスペースとしても認知されている。地域住民の憩いの場やふれあいの場、および災害時の一時的な避難場所としての活用も継続させるため、他の取り組みとの調整を図る。

■学びの場・きずなづくりの舞台としての活用

- ・小中学校の校外学習における学びの場や区民の生涯学習の場、地域住民と来訪者の交流の場とするため、トイレやベンチ、四阿といった便益施設の設置を検討する。

■一時的な避難場所としての活用

- ・災害時の緊急時に多くの人々が一時的に集まれるようにするために、オープンスペースを維持しながらの史跡の活用を検討する。
- ・緊急時のスムーズな活用のため、地域住民と協働で史跡指定地の維持管理や運営を進める。

(2) 3つのエリアでの活用例

各エリアの活用の特徴および、それに基づく活用の方針や活用例としては、以下のものが挙げられる。

ア. 研究エリア（学びのムラ）：北区飛鳥山博物館

〈活用の方針〉

中里貝塚貝層剥ぎ取り標本の常設展示・出土遺物の収蔵、および特別展示室や講堂等の施設、関連図書の収蔵、専門職員（学芸員）を活かした活用を行う。

〈活用例〉

学校教育や生涯学習の拠点

ボランティアグループや自主学習グループの活動拠点

人材育成拠点

イ. 体験エリア（ワークショップの浜辺）：中里貝塚史跡広場

〈活用の方針〉

空間的広がりを活かした活用を行う。

〈活用例〉

「食」に関する体験プログラム会場

きずなづくりや災害時の一時的な避難の場所

ウ. 見学エリア（フィールドワークの浜辺）：上中里2丁目広場

〈活用の方針〉

最大厚4.5mの貝層や木枠付土坑等、特徴的な遺構の出土状況を活かした活用を行う。

〈活用例〉

本質的価値の見学および体感拠点

第8章 整備計画

第1節 整備の方向性

中里貝塚の整備にあたっては、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、適宜、北区飛鳥山博物館と2箇所の指定地を有機的につなぎながら、「周知」と「体感」を軸に史跡の本質的価値を顕在化させることを目指す。そしてあらゆる世代の人々に分かりやすく、国内最大規模の縄文貝塚が身近に感じられるような整備を図ることとする。

なおこれまでに確認調査した範囲は、全体の規模からするとごく一部であることに加え、指定地は大きく2箇所に分かれている。整備内容は、今後の追加調査や追加指定も見据えながら検討していくこととする。また指定地周辺は住宅地であるため、住民生活に十分に配慮しつつ、史跡の価値を高められるような整備を目指す。

本質的価値を周知するための整備

中里貝塚の調査・研究成果の発信を充実させることは、史跡に対する理解を深め、その保護を確かなものとさせる。中里貝塚を知り、区民が主体となって、確かな形で史跡を未来に伝えられるような整備を目指す。

本質的価値を体感するための整備

現在の史跡指定地は暫定整備ということもあり、現地で貝塚を体感することは難しい。しかし中里貝塚を特徴づける要素は、現地を訪れ、史跡の立地環境や広がりを体感することでこそ、より深い理解につながるものである。現地で史跡の本質的価値が体感できるような整備を目指す。

第2節 整備の方法

第7章で挙げたように北区飛鳥山博物館および両指定地は、それぞれの特性を踏まえたゾーニングを行う。北区飛鳥山博物館を「研究エリア（学びのムラ）」、中里貝塚史跡広場（B・J地点）を「体験エリア（ワークショップの浜辺）」、上中里2丁目広場（A地点）を「見学エリア（フィールドワークの浜辺）」と設定し、段階的に整備を行い、前章に挙げた種々の活用に資する場とすることを目指す。

ただし北区飛鳥山博物館と両指定地間は、直線距離にしても1.5kmとやや離れている。現地での総合的な展示や研究、各種活動の拠点として、指定地外の適地におけるガイダンス施設の検討も続けることとする。



写真36 北区飛鳥山博物館外観

研究エリア（学びのムラ）：北区飛鳥山博物館

展示施設、関連図書の収蔵・公開施設、レファレンス施設、駐車場など

体験エリア（ワークショップの浜辺）：中里貝塚史跡広場

説明板、史跡標柱、体験広場、多目的広場、便益施設など

見学エリア（フィールドワークの浜辺）：上中里2丁目広場

説明板、史跡標柱、実物資料の展示ないしはデジタル機器のガイドステーションなど

第3節 事業計画

中里貝塚では、令和2年度に整備計画を検討する委員会を組織し、指定地を中心に、以下の期間を目安として段階的な整備を目指す。そして「研究エリア」「体験エリア」「見学エリア」の相互利用が円滑に行われるよう圖る。なお施策の実施計画全体については、第10章にて述べる。

短期的な整備（令和2～6年度）

■中里貝塚史跡広場の整備

- ・学校教育や現地での学習機会の提供にかかる諸活動時の利便性を高めるとともに、人々が集い、遺跡のある魅力的なエリアとするため、中里貝塚史跡広場においてトイレやベンチ、四阿といった便益施設の整備を目指す。

■見学ルートの設定および看板等の製作・設置

- ・史跡指定地への誘導をスムーズなものとするため、地域住民と調整しながら、見学ルートの設定を行う。
- ・教育機関と協力して、小中学生の手による史跡紹介や中里貝塚への動線を記した看板等の製作・設置を検討する。

■デジタル機器を駆使したプログラムの導入

- ・現地で貝層などの実物資料を見ることができないことから、貝塚の規模や往時の環境、中里貝塚での採貝活動が体感できるような、デジタル機器（A R・V R等）を駆使したプログラムの導入を図る。

中・長期的な整備（令和7年度～）

■上中里2丁目広場の整備検討

- ・実物資料の野外展示の実現化を図るなど、上中里2丁目広場の「見学エリア」としての機能強化を目指す。

■貝塚の規模が体感できる方法の検討

- ・デジタル機器の使用のみならず、貝塚全体の規模が体感できるような工夫の検討を進める。

■ガイダンス施設等の検討

- ・指定地外の適地におけるガイダンス施設等の検討を進める。

第9章 運営・体制の整備

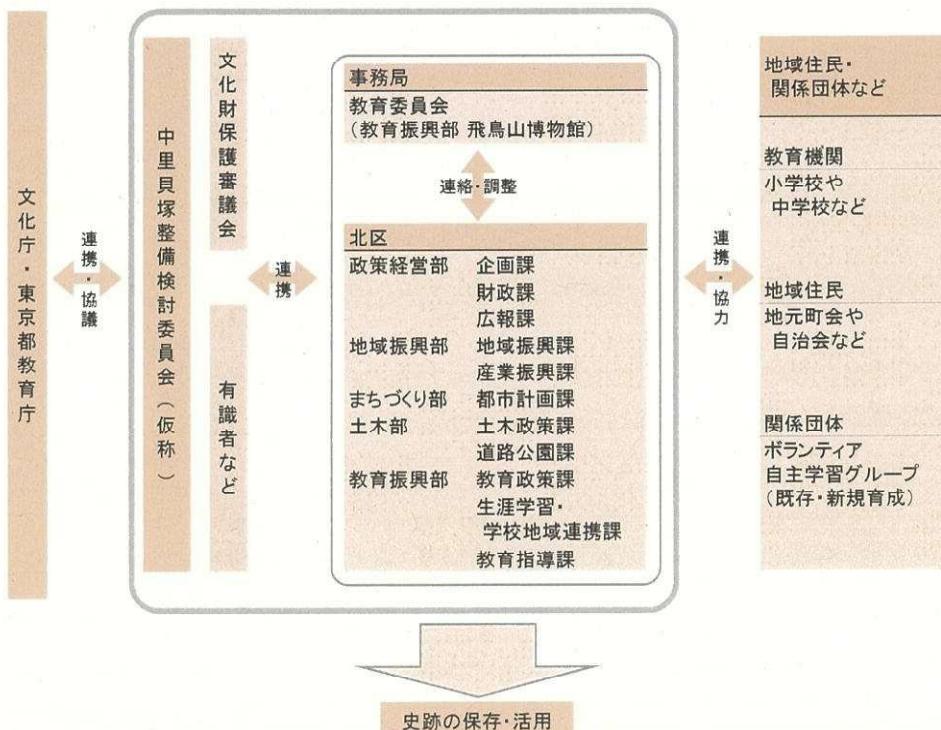
第1節 運営・体制の方向性

中里貝塚の保存管理及び整備活用事業を推進するために、運営体制の拡充を図る。安定した運営体制を維持するためには、地域住民や関係団体との協力・連携が不可欠である。さらに国や東京都、北区の関係部局、教育機関や専門家等と密に情報共有を行うことで、史跡を活かしたまちづくりの実現を目指す。

第2節 運営・体制の方法

2箇所の史跡指定地は公有地であり、現在は北区教育委員会が主体となって、地元団体の協力を得ながら維持管理を行っている。引き続き北区教育委員会を管理主体とするが、今後の整備活用に向けて、展示や体験学習等を企画できる専門職員（学芸員）の配置及び技術向上も重要となる。また、現地の案内や体験イベント等の運営をすることのできるボランティアを段階的に育成するなど、担い手の確保と円滑な世代交代を意識した人員体制の構築を図る。

史跡の整備活用にあたっては、指定地内の現状変更が発生するため、その規模と内容に関して国や東京都と十分な協議を行い、保存と活用が両立できるように調整を図る必要がある。



第34図 体制概念図